

「令和元年房総半島台風等における住家被害認定調査について」

千葉県君津市財政部課税課

課長 見富貴浩

主事 森 勇樹

君津市は、令和元年9月の房総半島を中心とした台風第15号、さらに同年10月東日本を縦断した台風第19号、同じく10月の台風第21号を起因とした大雨と、2か月の間に連続して3度も激甚災害にも指定された程の大きな被害を受けた。台風第15号の場合は、負傷者7名、避難者489名、幸い死者はゼロということで、比較的人的被害は大きくなかったが、高圧線の鉄塔が倒れ、停電が15日間、断水が16日間とかなりの広範囲で続いた。今やどこでも、恒常的に災害が起き得る可能性があり、固定資産にも大いに影響があることから住家被害認定調査を題材にし、今回の発表が災害に遭った際に被害認定調査の一助になれば幸いである。

1 当時の罹災証明の発行体制

内閣府の「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」には、調査体制を1週間程度で組んで、現地調査に行くとなっている。当市では、発生から11日後に受付を開始して、翌日から調査ができた。平時に県主催の罹災証明研修を受けている職員もいたが、聞いた話と、いざやるとではまったく状況が違い、苦労した。そんな中、応援に来てくれていた熊本市職員や防災協定を結んでいた飯田市職員に被害認定調査を教えてもらい、何とか調査ができた。

現地調査は764件（再調査含む）。連続する災害のため、建物被害等が拡大し調査件数の母数がなかなか減らないような状態で、申請受付は納税課で行い出張所でも実施したが、人員不足が深刻だった。申請受付時には、住家と非住家の確認をし、非住家は被災届出書ではなく罹災証明書として申請を受けた。このことで固定資産税の減免や損耗減点補正率の適用判断、被災者支援の1つである公費解体もスムーズに行うことができた。

罹災証明の受付体制が構築できるまでの約10日間に住民からの問い合わせ電話が殺到し、後日の折り返し連絡を約したが、実際には折り返しの架電が大変だったので、そのような対応はしない方が良かった。

2 被害認定調査

常葉大学附属社会災害研究センターの「建物被害認定調査のトリセツ」(<http://sdrz.sz.tokoha-u.ac.jp/torisetsu/>)には、被害認定調査というのはどういう調査なのか、被災者による被害の状況の記録の必要性等が市民に分かるように詳細に載っている。これを使用したことが、市民の被害認定調査や罹災証明書の発行に対しての理解に一定の効果があったと思っている。

被害認定調査の内観調査には、調査員によって被害の判定に差が出ないように、適宜ミーティングを行った。さらに近隣市とモデル家屋を用いた研修、打ち合わせを行い同じ判定基準で調査をできるようにした。

調査は、被害状況を被災者（建物所有者）と一緒に見て回り間取り図に被害を落とし込んでいく方法によった。被害箇所を逐一確認しながら回ったため、調査結果は市民から納得が得られやすかった。しかし、現地で間取り図を描くことが短期間で入れ替わる応援職員には難しく、班のリーダー格の職員の養成に時間がかかったこと、ICT等の活用がうまくできずに罹災証明の発行に時間がかかるという課題があった。

固定資産税については、減免や損耗減点補正率の適用は半壊以上を対象とし、被災住宅用地も半壊以上の家屋の所有者に申告書を送付して対応した。被災代替家屋の適用に当たっては、新築時に配っているパンフレットにその旨を記載、公費解体等については、そういう部署と連携して、被災家屋の滅失状況、修繕状況を確認していった。

3 まとめ・課題

人員不足を痛感したことで令和2年度に納税課、課税課に加えて建設部門の一部も被害認定調査に従事するよう地域防災計画が修正された。

被害認定調査や罹災証明発行体制の事務マニュアルの整備ということで、中越大地震ネットワークおぢや(<https://www.net-ojiya.jp/>)で毎年、被害認定調査の研修を受けている。令和4年4月現在で90自治体が加盟しており、かなり詳しく被害認定調査について学べる。

被災直後の緊迫した中だと、庁内の連携、情報管理等含め、当たり前のことを行うことすら難しい。平時から災害時の庁内の連携、体制強化を検討し、ICTの導入も含めて、災害に強い組織づくりが必要と考える。